# 小樽市 介護給付適正化情報 vol.1 R1.6.10

介護給付適正化事業では、受給者が真に必要する過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す取り組みを行っております。その一環として、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、適宜、情報発信してまいりますので、ご参考にしてください。

#### 1. 非常災害対策計画の自主点検をして、安全・安心の対策を

近年、地震や大雨等の自然現象により火災や水害、土砂災害等の被害が日本全国で発生しています。こうした非常災害は、いつ私たち自身に起きてもおかしくありません。

介護保険サービス事業所等では、非常災害時の対応や平時の取組み等を踏まえた「非常災害対策計画」を策定されていると思いますが、「計画を作っている」=「災害が起きてもしっかり対応できる」とは必ずしもいえません。

実際に起きうる非常災害を想定しながら、事業所で策定した非常災害対策計画を用いた、防 災訓練(避難訓練)を実施することや、必要となる資機材の整備を行う等しながら、適宜、非 常災害対策計画の見直しを行うことが重要です。

なお、指定居宅サービス運営基準第9条、指定地域密着型サービス運営基準第32条及び小 樽市介護予防・日常生活支援総合事業運営基準要綱第52条において「非常災害対策」が規定 されていますので、確認していただき、法令・基準等を遵守してください。

特に、年度の初めは、新規採用や人事異動等により、職員の動きが多くなる時期でもあります。事業所内で緊急連絡網等の情報伝達手段の共有や、避難時の役割や避難経路等について改めて確認していただき、必要に応じて非常災害対策計画の見直しを実施しましょう。

#### 《参考》

北海道ホームページ/社会福祉施設等に係る防災・防犯対策

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm



## 2. 身体障害者補助犬の同伴にご理解を

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活のお手伝いをする、「盲導犬」・「肺導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障がいのある方のパートナーであり、ペットではありません。(詳しくは別紙パンフレット等をご覧ください。) 介護保険サービス事業所等においては、その趣旨を踏まえ、ほじょ犬の同伴によるサービスの利用が適切に実施されますよう、お願いいたします。

なお、指定居宅サービス運営基準第 103 条、指定地域密着型サービス運営基準第3条の8及び小樽市介護予防・日常生活支援総合事業運営基準要綱第8条において「提供拒否の禁止」が規定されており、単にほじょ犬(身体障害者補助犬)の同伴を理由としてサービス提供を拒否することは適切ではありません、サービス提供の際は、個別の利用状況や合理的な配慮等を踏まえた上で、調整していただきますよう、お願いいたします。

≪参考≫

厚生労働省ホームページ/身体障害者補助犬

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

#### 3. 今だからこそ感染症等の対策を

インフルエンザやノロウイルス等の感染症については、医療機関や福祉施設等において、毎年、その感染が報告されています。特に気温や湿度等の関係から冬季間に感染が拡大しやすい傾向がありますが、年間を通じてその対策をしておくことが重要です。

また、指定居宅サービス運営基準第31条・第104条、指定地域密着型サービス運営基準第3条の31・第33条及び小樽市介護予防・日常生活支援総合事業運営基準要綱第28条・第53条において「衛生管理」が規定されており、感染症の発生やまん延を防止するよう必要な対策をすすめることが重要です。

厚生労働省が消毒薬として推奨している「次亜塩素酸ナトリウム」については、適切な濃度で使用することが望ましいとされており、用途別の濃度や、汚染物(疑いを含む)の処理方法など、感染症にかかる対策が記載されている「高齢者介護施設における感染対策マニュアル/厚生労働省」(介護保険最新情報 vol.720)が改正されていますので、ご確認いただき、感染症防止に取り組みましょう。

≪参考≫

WAM 独立行政法人福祉医療機構ホームページ/介護保険最新情報 https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090

#### 4. 送迎等における安全運転の徹底を

介護保険サービス事業所では、送迎などで利用者を車両に乗せて職員が運転する機会が多いと思いますが、残念ながら、介護事業者による送迎中の交通事故がたびたび報じられるなど、常に危険ととなり合わせであることを認識しなければなりません。

各事業所におかれましては、徹底した安全運転の取り組みがされていることと思いますが、 「時間内に送迎しなければ・・・」と焦って運転してしまったり、利用者の状態が気になって 運転に集中できなかったり、という経験はありませんか?

「何年も運転しているベテランドライバーだから」「いつも通っている道路だから」と油断してはいませんか?

運転者が時間と心に余裕を持てる送迎計画を作成や、運転手とは別に送迎中の介助員を同乗させるなど、運転に集中できるような体制面の取り組みや、安全運転にかかる研修会等へ積極的に職員を参加させるなど、事業所として安全運転にかかる取り組みについて、改めて点検し事故防止に努めましょう。

《参考》

小樽市ホームページ/交通安全

https://www.city.otaru.lg.jp/simin/anzen/kotuanzen/



## -<u>《令和元年10月1日の介護報酬改正をお忘れなく》</u>

令和元年10月1日に、介護報酬改正が行われる予定です。すでに改正後の介護報酬単価が示されており、今後は、事業所各位におかれても、利用者に向けた重要事項説明書等の変更、説明、同意を得る等の手続きが必要となることから、適切な取り扱いとなるようお願いいたします。

また、今回の改正で新たに新設される介護職員特定処遇改善加算の算定等についても、 今後、手続き等に関する通知があると思われます。北海道や小樽市のホームページ、メール等での周知について、情報の収集にご留意ください。



各種加算や減算の適用にかかる要件等について、解説していますので、該当する事業所は 再度自主点検をしてください。

#### 身体拘束廃止未実施減算

平成30年4月の介護報酬改正に伴い、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の算定基準において「身体拘束廃止未実施減算」が新設されています。

これにより、<mark>運営基準第97条第6項と第7項</mark> (←厚生労働大臣が定める基準)に違反している場合は、身体拘束廃止未実施減算として、10%を所定単位数から減算することになります。

#### ≪運営基準第97条(取扱方針)≫

- 第5項 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 第6項 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 第7項 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催</u>するととも ・ に、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

#### 【身体的拘束適正化検討委員会の開催ポイント】

- ◎委員会の構成メンバーは?
- …事業所の管理者や従業者だけではなく、第三者や専門家を交えた構成とするのが 望ましいとされています。また運営推進会議と一体的に設置し、運営しても差し支 えないとされています。
- ◎委員会では主にどのようなことを行うのですか?
- …委員会を含む身体的拘束等への取り組みは、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報を共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意しましょう。

#### 【身体的拘束等の事例の集計・分析・適正化策の検討】

委員会では、報告された身体的拘束等の事例について集計・分析を行います。

従業者は、身体的拘束等の発生ごとに、状況や背景を記録するともに、施設で整備された報告様式に基づき、委員会に報告します。

・身体的拘束の発生状況の分析(発生原因と結果等について)を行います。当該事例が、適正か、また別の適正な方法があるか検討します。

報告された事例や委員会での分析結果は、従業者に周知徹底し、委員会で検討された適正な方法を実施します。

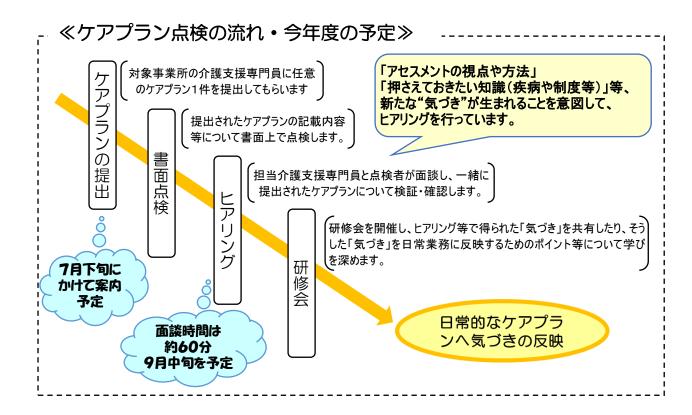
#### 【適正化策の効果の評価】

委員会では、実施された身体等拘束等の適正な方法等の効果について、評価を行います。

## ~ケアプラン点検を有効活用してみましょう~

小樽市では、平成 28 年度から介護給付適正化事業として、ケアプラン点検を実施しています。 これまで、数多くの介護支援専門員のみなさんに参加していただいております。

ケアプラン点検は、「自立支援に資するケアプランになっているか」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証します。この過程を通して、<u>介護支援専門員の「気づき」を促し</u>、"自立支援"に資する適切なケアプランとなるよう、介護支援専門員としての資質の向上を図ることを"ねらい"としています。



## ヒアリングを受ける際に、知っておいて欲しいこと

ヒアリングでは、対象となるケアプランについて、利用者のニーズ(課題) 抽出までの過程や目標設定、サービスの利用状況等について、そのケースを把握しつつ、ケアプラン作成のプロセスについて質問していくことになります。

大切なのは、この質問に答えるというやり取りを通じて、自らのケアプラン作成における視点や方法等について、他者からのフィードバックを得て、 客観的に把握することができる点と、それにより自身の強みや弱みなどに "気づく"ことです。

このため、<u>点検者は、アドバイス(助言)をすることよりも、</u> 質問をすることに重点を置いていますので、

ご理解ください。

## 介護保険課からのお知らせ

## [第22回(令和元年度)北海道介護支援専門員 実務研修受講試験案内を配布しています。]

配布期間 令和元年6月3日(月)~ 6月26日(水)まで

配布場所 小樽市役所 別館1階 10番窓口(介護保険課)

※受験申込受付期間も上記配布期間と同じ期間です。



## [住宅改修費支給申請書を提出する際のお願い]

介護保険による住宅改修を希望される場合には、改修前に「住宅改修費支給申請書」の提出をいただき、市が審査してから、改修工事に着工するルールとなっております。申請者の心身の状態により、住宅改修の着工を急いでいる場合には、申請書を提出する際に、「着工を急ぐ理由」及び「着工予定日」を記載した別紙(付箋でも可)添付して提出していただきますよう、お願いいたします。

## 「認知症サポーター養成講座を実施してみませんか」

小樽市では、"認知症になってもだれもが安心して暮らせるまち"を目指して、「認知症サポーター養成講座」(認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者)の開催をサポートしています。

原則10名以上の団体・グループ、時間は90分、テキスト代もかかりません。キャラバン・メイトと呼ばれる講師が対応します。ぜひ事業所での職員研修や運営推進会議等に合わせて開催してみませんか。

問合せ・申込みは、小樽市医療保険部介護保険課地域支援事業係までご連絡ください。

## [認定調査員向付e-ラーニングシステムをご存知ですか]

要介護認定にかかる認定調査員のみなさまにおかれましては、新規・現任研修で学ばれ、認定調査員テキストを確認しながら、日々調査業務を行っていると思いますが、調査項目の解釈で迷うことはありませんか。厚生労働省要介護認定適正化事業ホームページに、認定調査員のための学習支援ツールとして「e-ラーニング」が提供されており、受講により認定調査に関する知識を深めることができます。現在、認定調査員としてご活躍されている方へは、今後、受講・登録についてのご案内を予定しておりますので、ご検討いただきますよう、お願いいたします。

[発行] 小樽市医療保険部介護保険課(介護給付適正化担当)

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号/TEL(0134)32-4111 FAX(0134)27-6711

E-mail kaigo@city.otaru.lg.jp